

## 令和5年度 算定基礎届(定時決定)チェックリスト

## &lt; 報酬月額の設定 &gt;

チェック項目					
準備	<input type="checkbox"/> 事前準備・確認をしましたか <input type="checkbox"/> 労働者名簿・賃金台帳・出勤簿の整理 <input type="checkbox"/> 資格取得・喪失届等の届出もれの確認・届出				
対象者の確認	<input type="checkbox"/> 算定基礎届の対象となる被保険者を確認しましたか <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; background-color: #e0f0ff;">対象となる人</td> <td> <input type="checkbox"/> 5月31日以前に入社(資格取得)した被保険者で、7月1日現在、在職中の人  <input type="checkbox"/> 7月1日以降に退職(資格喪失日7月2日以降)する人  <input type="checkbox"/> 欠勤中、休職中(育児休業・介護休業を含む)、海外勤務の人               </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;">対象とならない人</td> <td> <input type="checkbox"/> 6月1日以降に入社(資格取得)した人  <input type="checkbox"/> 6月30日以前に退職(資格喪失日7月1日以前)した人  <input type="checkbox"/> 7月に月額変更届、産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届を提出する人  <input type="checkbox"/> 8月・9月に月額変更届、産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届を提出する予定の人(*)               </td> </tr> </table> <p>* 都道府県によっては、8月・9月の月額変更等の予定者について算定基礎届の提出が必要な場合があります。管轄の年金事務所にご確認ください。</p>	対象となる人	<input type="checkbox"/> 5月31日以前に入社(資格取得)した被保険者で、7月1日現在、在職中の人 <input type="checkbox"/> 7月1日以降に退職(資格喪失日7月2日以降)する人 <input type="checkbox"/> 欠勤中、休職中(育児休業・介護休業を含む)、海外勤務の人	対象とならない人	<input type="checkbox"/> 6月1日以降に入社(資格取得)した人 <input type="checkbox"/> 6月30日以前に退職(資格喪失日7月1日以前)した人 <input type="checkbox"/> 7月に月額変更届、産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届を提出する人 <input type="checkbox"/> 8月・9月に月額変更届、産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届を提出する予定の人(*)
対象となる人	<input type="checkbox"/> 5月31日以前に入社(資格取得)した被保険者で、7月1日現在、在職中の人 <input type="checkbox"/> 7月1日以降に退職(資格喪失日7月2日以降)する人 <input type="checkbox"/> 欠勤中、休職中(育児休業・介護休業を含む)、海外勤務の人				
対象とならない人	<input type="checkbox"/> 6月1日以降に入社(資格取得)した人 <input type="checkbox"/> 6月30日以前に退職(資格喪失日7月1日以前)した人 <input type="checkbox"/> 7月に月額変更届、産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届を提出する人 <input type="checkbox"/> 8月・9月に月額変更届、産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届を提出する予定の人(*)				
対象となる報酬	<input type="checkbox"/> 4・5・6月の各月に実際に支払われた報酬を算定の対象としていますか <p>* 給与が翌月払いの場合、3月分の給与であったとしても、4月の報酬として取り扱います。この場合、4月の支払基礎日数は、3月分の給与の計算の基礎となった日数(例・月給制なら31日)となります。</p> <input type="checkbox"/> 年3回以下支給される賞与を除外していますか <input type="checkbox"/> 7月1日前の1年間に4回以上、賞与を支給した場合、賞与の総額を12で割った1か月分を各月の報酬に含めていますか <input type="checkbox"/> 通勤費を定期券や回数券で支給した場合、全額を報酬に含めていますか <p>* 3か月または6か月単位で支給した場合、1か月あたりの額を各月の報酬に算入します。</p> <input type="checkbox"/> 現物給与(食事や住宅等)を支給した場合、厚生労働大臣が都道府県ごとに告示で定めた標準価額にもとづいて通貨に換算し、報酬に含めていますか <input type="checkbox"/> その他、標準報酬月額の算定のもとになる「報酬」となるものを全て含めていますか				
支払基礎日数・算定対象月	<input type="checkbox"/> 支払基礎日数(報酬を計算する基礎となる日数)は、正しくカウントしていますか <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; background-color: #e0f0ff;">月給制・週休制</td> <td> <input type="checkbox"/> 給与の支払対象期間の歴日数(休日・有給休暇日数を含む)  <input type="checkbox"/> 欠勤日数に応じ給与が減額される場合、欠勤減額の規定(就業規則や給与規程等)に基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数               </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;">日給制・時給制</td> <td> <input type="checkbox"/> 出勤日数(有給休暇日数を含む)               </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 支払基礎日数が17日未満の月を除外して報酬の平均額を計算していますか <input type="checkbox"/> 特定適用事業所以外の事業所に勤務する短時間就労者(1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上のパートタイマー等)については、4・5・6月の3か月とも支払基礎日数が17日未満の場合、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額を計算していますか <input type="checkbox"/> 特定適用事業所に勤務する短時間労働者については、支払基礎日数が11日未満の月を除外して報酬の平均額を計算していますか <input type="checkbox"/> 4・5月の月の途中入社者で、途中入社した月に1か月分の給与が支給されていない場合、入社翌月以降を算定対象月としていますか	月給制・週休制	<input type="checkbox"/> 給与の支払対象期間の歴日数(休日・有給休暇日数を含む) <input type="checkbox"/> 欠勤日数に応じ給与が減額される場合、欠勤減額の規定(就業規則や給与規程等)に基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数	日給制・時給制	<input type="checkbox"/> 出勤日数(有給休暇日数を含む)
月給制・週休制	<input type="checkbox"/> 給与の支払対象期間の歴日数(休日・有給休暇日数を含む) <input type="checkbox"/> 欠勤日数に応じ給与が減額される場合、欠勤減額の規定(就業規則や給与規程等)に基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数				
日給制・時給制	<input type="checkbox"/> 出勤日数(有給休暇日数を含む)				

< 特別な場合（保険者算定） >

チェック項目											
算定が困難な場合	<input type="checkbox"/> 一般的な方法による算定が困難な場合も、算定基礎届に含めていますか <input type="checkbox"/> 4・5・6月の3か月とも支払基礎日数が17日未満（短時間就労者は15日未満、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日未満）のとき <input type="checkbox"/> 病気欠勤等で、4・5・6月の3か月間に全く報酬を受けないとき <input type="checkbox"/> 育児休業等や介護休業で、4・5・6月の3か月間に全く報酬を受けないとき * これらの場合は、従前の標準報酬月額で決定されます										
一般的な方法で算定すると著しく不当になる場合（修正平均）	<input type="checkbox"/> 一般的な方法で算定すると著しく不当になる場合、修正平均額を計算していますか <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 4・5・6月のいずれかの月に、3月分以前の給与の遅配分を受けた場合                → 遅配分を除いて計算             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 4・5・6月のいずれかの月の給与が、7月以降に支払われる（遅配）場合                → 遅配となった月を除いて計算             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 4・5・6月のいずれかの月に、3月以前にさかのぼった昇給分の差額を受けた場合                → 昇給差額を除いて計算             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 4・5・6月のいずれかの月に、低額の休職給を受けた場合                → 低額の休職給を受けた月を除いて計算。3か月とも受けた場合は、従前の標準報酬月額で決定。             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 4・5・6月のいずれかの月に、ストライキによる賃金カットがあった場合                → 賃金カットがあった月を除いて計算             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 4・5・6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、過去1年間（前年7月から当年6月）に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合                （いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く）                → 保険者算定の申立により、過去1年間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額で決定される。申立をする場合、算定基礎届とは別に以下の書類を提出する。                (1) 年間報酬の平均で算定することの申立書                (2) 保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等             </div>										
その他	<input type="checkbox"/> 70歳以上の厚生年金保険の <b>被用者</b> を算定基礎届に含めていますか （注意）算定基礎届の書式は被保険者と同じです。被用者の届出欄には個人番号（または基礎年金番号）および備考欄の「70歳以上被用者」にチェックが必要です。 * 70歳以上は厚生年金保険の <b>被保険者</b> ではありませんが在職老齢年金の支給調整のため届出が必要です。 <input type="checkbox"/> 二以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、選択事業所を管轄する事務センターから各事業所に送付されます。詳細は、選択事業所を管轄する事務センターまたは年金事務所へお問合わせください。										
提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">提出先</th> <th style="width: 40%;">提出期日</th> <th style="width: 30%;">総括表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">日本年金機構事務センター</a></td> <td>令和5年7月1日～7月10日</td> <td>提出不要</td> </tr> <tr> <td>健康保険組合</td> <td>健康保険組合に確認</td> <td>健康保険組合に確認</td> </tr> </tbody> </table>		提出先	提出期日	総括表	<a href="#">日本年金機構事務センター</a>	令和5年7月1日～7月10日	提出不要	健康保険組合	健康保険組合に確認	健康保険組合に確認
提出先	提出期日	総括表									
<a href="#">日本年金機構事務センター</a>	令和5年7月1日～7月10日	提出不要									
健康保険組合	健康保険組合に確認	健康保険組合に確認									